

見附市教育委員会告示 19号

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月5日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成23年見附市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 高等職業訓練促進継続給付金（第1号に規定する訓練促進給付金と同等の給付金をいう。以下「訓練促進継続給付金」という。）

(4) 高等職業訓練修了支援特別給付金（第2号に規定する修了支援給付金と同等の給付金をいう。以下「修了支援特別給付金」という。）

第3条中「以下同じ。）」の次に「又は20歳以上の子その他これに準ずる者（以下単に「子」という。なお、その他これに準ずる者とは、当該配偶者のない者より年下の扶養親族（孫、ひ孫、弟、妹等）を指す。）」を、「限る。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第1号中「日」の次に「（以下「修業開始日」という。）」を加え、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 現に児童を扶養している者

第3条第2号中「修了支援給付金」の次に「前号に規定する訓練促進給付金の受給者であって、」を加え、「養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）」を「修業開始日」に、「前号」を「同号」に、「までの」を「までに定める」に改め、「の全て」を削り、同条に次の2号を加える。

(3) 訓練促進継続給付金 第1号に規定する訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた母子家庭の母又は父子家庭の父で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に子を扶養している者であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び修了日において、同号ア及びウからオまでに定める要件を

満たす者とする。

- (4) 修了支援特別給付金 前号に規定する訓練促進継続給付金の受給者であって、修業開始日時点において母子家庭の母又は父子家庭の父であって現に児童を扶養している者で、修了日において第1号ア及びウからオまでに定める要件を満たす者とする。

第4条第14号中「教育長」を「市長」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「訓練促進給付金」の次に「又は訓練促進継続給付金」を加え、「訓練促進」を削り、同条を第11条とする。

第9条中「教育長」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「教育長」を「市長」に改め、「訓練促進給付金」の次に「又は訓練促進継続給付金」を加え、同条第2項中「民法（明治29年法律第89号）」を「民法」に、「教育長」を「市長」に改め、同条第3項中「教育長」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「教育長」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「又は修了支援給付金」を「、修了支援給付金」に改め、「修了支援給付金」の次に「、訓練促進継続給付金又は修了支援特別給付金」を加え、「、事前に教育長に相談し」を削り、「教育長」を「市長」に改め、同項第1号中「訓練促進給付金」の次に「又は訓練促進継続給付金」を加え、同項第2号中「修了支援給付金」の次に「又は修了支援特別給付金」を加え、同条第2項中「修了支援給付金」の次に「又は修了支援特別給付金」を加え、「教育長」を「市長」に改め、同条第3項第2号中「修了支援給付金」の次に「又は修了支援特別給付金」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 訓練促進継続給付金の交付申請は、訓練促進給付金の交付が終了した月の翌月以降に行うことができる。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(事前相談の実施)

第5条 市長は、この事業の実施に際して、給付金の受給希望者の把握に努める

とともに、交付を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父の事前相談に応じるものとする。

2 事前相談においては、受給を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、養成機関における単位取得及び当該資格の取得見込みを的確に把握し、審査する。

3 生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするため、生活状況について聴取する等、交付の必要性について十分把握する。

別表中「第5条」を「第6条」に、「

訓練促進給付金	<p>(1) 交付の対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。ただし、令和2年度以前に訓練促進給付金の交付を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合にあっては、通算48月を超えない範囲で交付するものとする。</p> <p>(2) 月を単位として交付するものとし、原則として申請のあった日の属する月から交付すべき事由が消滅した日の属する月までを対象として、交付対象となる月の翌月に交付を行う。</p>	<p>次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と同一の世帯に属する者（当該交付対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該交付対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の交付を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の交付を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものと</p>
---------	--	--

	<p>(3) 交付対象となる月の出席状況を確認のうえ交付の決定を行うものとし、夏期休暇等の年間カリキュラムに組み込まれている事由以外によって、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月については、訓練促進給付金を交付しない。(通信制の場合、その月の在籍証明、レポート提出結果等をもって、修行状況を確認する。)</p>	<p>し、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。(以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となっ</p>
--	--	---

		<p>た男子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者</p> <p>(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額140,000円(平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円))</p> <p>(2) 前号以外の者 月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額110,500円)</p>
--	--	---

」を「

訓練促進給付	(1) 交付の対象となる期間	次に掲げる対象者の区分に応
--------	----------------	---------------

<p>金</p>	<p>は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。</p> <p>(2) 訓練促進給付金の交付を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算60月を超えない範囲で交付するものとする。</p> <p>(3) 月を単位として交付するものとし、原則として申請のあった日の属する月から交付すべき事由が消滅した日の属する月までを対象として、交付対象となる月の翌月に交付を行う。</p> <p>(4) 交付対象となる月の出席状況を確認の上交付の決定を行うものとし、夏期休暇等の年間カリキュラムに組み込まれている事由以外によって、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月については、訓練促進給付金を交付しない。（通信制の場合、その月の在籍証明、レポート提出結果等をもって、修業状況</p>	<p>じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と同一の世帯に属する者（当該交付対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該交付対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の交付を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の交付を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第29</p>
----------	--	--

	を確認する。)	<p>2条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,00</p>
--	---------	--

		<p>0円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額140,000円（平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円））</p> <p>(2) 前号以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）</p>
--	--	---

」に、「支給」を「交付」に改め、同表に次のように加える。

<p>訓練促進継続 給付金</p>	<p>(1) 交付の対象となる期間は、修業開始日から修了日までの期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）から訓練促進給付金の交付期間を差し引いた期間を超えない期間とする。なお、交付期間の決定に当たっては、資格取得に必要な期間とする。</p> <p>(2) 訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の交付を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資</p>	<p>次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と同一の世帯に属する者（当該交付対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該交付対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の交付を請求する月の属する年度（4月から7月までに当</p>
-----------------------	---	---

	<p>格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の交付期間と通算して60月を超えない範囲で交付するものとする。</p> <p>(3) 訓練促進継続給付金は、月を単位として交付するものとし、申請のあった日の属する月から始め、交付すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる。</p>	<p>該訓練促進給付金の交付を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死</p>
--	---	---

		<p>の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額140,000円（平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円））</p> <p>（2） 前号以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）</p>
修了支援特別	修了日を経過した日以後に交	次に掲げる対象者の区分に応

給付金	<p>付するものとする。なお、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の交付を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援特別給付金を交付するものとする。</p>	<p>じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円</p> <p>(2) 前号以外の者 25,000円</p>
-----	---	---

別記第1号様式から別記第9号を次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

表

別記第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)見附市長

氏 名

高等職業訓練促進給付金等交付申請書

高等職業訓練促進（継続）給付金・高等職業訓練修了支援（特別）給付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また交付要件の審査のため、市が公簿または関係機関に確認することに同意します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号			
②住 所	(〒 —)	電話		
③過去の受給の有無	過去に高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金を受けたことがある・ない			
④本給付金と同時に 利用する給付金・貸付 金について				
⑤養成機 関及び修 業内容に ついて	養成機関名			
	所 在 地		電話	
	修 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	養 成 区 分	昼間・夜間・通信		
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・ その他 ()		
		(高等職業訓練促進継続給付金申請者のみ) 高等職業訓練促進給付金の受給時から引き続き修業する養成機関で ある・ない		
⑥希望する支払金融 機関	金融機関名	普通・当座		
	支店名	口座番号		
	口座 名義	フリガナ		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			
⑦児童扶養手当受給 の有無	有・無	証書番号		
(備 考)				

「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。

⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と同居する方がいる場合は記載してください。)			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
住 所	(〒 -)	続柄	
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
住 所	(〒 -)	続柄	
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
住 所	(〒 -)	続柄	
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
住 所	(〒 -)	続柄	
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
住 所	(〒 -)	続柄	
6氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
住 所	(〒 -)	続柄	

別記第2号様式（第7条関係）

別記第2号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)見附市長

氏名

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

<input type="checkbox"/> 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は高等職業訓練促進（継続）給付金及び高等職業訓練修了支援（特別）給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

別記第3号様式（第7条関係）

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）見附市長

氏名

高等職業訓練促進給付金等修業完了届

次のとおり終了しましたので、届け出します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 (-)	
③養成機関 及び修業 実績につ いて	養成機関名		
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	
	養成区分	昼間 ・ 夜間 ・ 通信	
	修業に係る 資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・その他 ()	
④児童扶養手当証書 記号・番号	証書番号		
(備考)			

* 修了証明書等の写しを添付する場合は、「③養成機関及び修業実績について」欄に記載する必要はありません。

別記第4号様式（第8条関係）

別記第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

見附市長

高等職業訓練促進給付金等交付決定通知書

年 月 日提出のありました高等職業訓練促進給付金等交付申請書について、次のとおり決定しましたので通知します。

①氏名		フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所		(〒 —)		電話
③養成機関 及び修業内 容について	養成機関名			
	所在地			電話
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日		
	養成区分	昼間・夜間・通信		
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・ 歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・その他()		
④支払金融機関	金融機関名		普通・当座	
	支店名		口座番号	
	口座名義	フリガナ		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			
⑤交付期間 及び金額	訓練促進給付金	年 月 日～ 年 月 日 月額 円		
	修了支援給付金	金額 円		
	訓練促進継続給付金	年 月 日～ 年 月 日 月額 円		
	修了支援特別給付金	金額 円		
(備考)				

(注意)

- 訓練促進（継続）給付金の受給者は、定期的に市長の求めに応じ、出席状況の確認や修得単位の証明書類の提出について報告していただきます。
- 訓練促進（継続）給付金の受給者は、その世帯において異動があり、課税状況に変更があったときは、14日以内に届け出てください。
- 訓練促進（継続）給付金の受給者は、次のいずれかの事由により交付要件に該当しなくなったときは、14日以内に届け出てください。この場合において、交付要件に該当しなくなった日の属する月の翌月分以降については、返還してもらいます。
 - 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき。
 - 市内に住所を有しなくなったとき。
 - 修業を取りやめたとき。
 - その他交付要件に該当しなくなったとき。

別記第5号様式（第8条関係）

別記第5号様式(第8条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

見附市長

高等職業訓練促進給付金等交付却下通知書

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進給付金等交付申請書について、次の理由により却下しましたので通知します。

(不交付の理由)

--

別記第6号様式（第9条関係）

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）見附市長

氏名

高等職業訓練促進給付金等課税状況等変更届

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話	
③届出の内容	ア 課税状況の変更（新年度の課税状況の届出を含む。） イ 生計を同じくする扶養義務者等の異動		
④届出内容発生日	内容 発生日 年 月 日		

別記第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）見附市長

氏名

高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

次のとおり、高等職業訓練促進（継続）給付金・高等職業訓練修了支援（特別）給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話	
③受給資格がなくなった理由	(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため (2) 市内に住所を有しなくなったため (3) 修業をとりやめたため (4) その他 ()		
④理由が発生した日	年 月 日		

別記第8号様式（第10条関係）

別記第8号様式（第10条関係）

第 年 月 日

様

見附市長

高等職業訓練促進給付金等交付額変更決定通知書

次のとおり、高等職業訓練促進給付金等の交付額を変更しますので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話	
③交付額変更理由	ア 受給者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税の状況が変わったため。 イ 世帯を構成する者に異動があったため。 ウ その他 ()		
④変更月及び支給額	年 月分より月額 円		

別記第9号様式（第10条関係）

第 年 月 号
日

様

見附市長

高等職業訓練促進給付金交付停止通知書

次のとおり、高等職業訓練促進給付金等の交付を停止しますので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話	
③交付停止理由	(1) 母子家庭の母または父子家庭の父でなくなったため (2) 市内に住所を有しなくなったため (3) 修業をとりやめたため (4) その他 ()		
④交付停止日	年 月 日		

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。